

C. 家庭裁判所の調停

①	遺産分割調停調書 家庭裁判所での調停が成立し、家庭裁判所から発行された謄本
②	調停調書で当行の預金等を承継される相続人さまの印鑑証明書 市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。 相続人さまが海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や海外の公証人が発行する「サイン証明書」が必要となります。 なお、パスポートの提示による方法も可能です。
③	被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード ご提出いただきます。所在不明の場合は、別途手続きが必要となりますので、なるべく、お探してください。
④	相続手続依頼書 調停調書で被相続人さまの預金等を承継される相続人さまのご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 ご住所・お名前は印鑑証明書どおり(番地・番・号・マンション名等)に、ご本人が自署してください。 実印は鮮明に押印してください。
⑤	相続預金等受取書 ・・・当行窓口にてお渡しします。 相続預金等を現金解約される場合に必要です。 上記④の相続手続依頼書の3で指定された代表者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。
⑥	相続人さまの預金取引印 被相続人さまの定期預金等を解約(払戻・売却)せず名義変更される場合に必要となります。